

第2回定例委員会会議録

教 育 長) 開会宣言

教 育 長) 会議成立の宣言

教 育 長) 会議録署名委員の指名（松本委員）

教 育 長) それでは、審議に入ります。日程第1、第1号議案「芦屋市奨学金給付規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。提案説明を求めます。

管 理 課 長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

参考資料1の平成29年度の給付額は、改正後の金額を記載しているのですか。

管 理 課 長) そうです。例えば、神戸市では4月から募集を始めていますので、すでにこの金額で実施しております。

残りの3市については、記載している金額は、現段階では予定ですので、変更される可能性はありますが、おおむねこの形で進めていくとのことでした。

小 石 委 員) 今回の改正は、県が増額した額に相当した額を市が減額しているのですか。最初から、最終的な給付合計額の想定があるのでしょうか。また、市によって随分金額が違っていますが、この数字には何か根拠があるのですか。

管 理 課 長) この金額となる明確な根拠はないのですが、この奨学給付金制度は、非課税世帯を対象としており、国の補助事業として県が実施しているものになります。この制度の金額を設定するに当たり、高校生が教育を受けるうえで、どのくらいの金額が

必要なかを調べる教育費調査を行っております。これは、授業料については非課税世帯ですので、一定、就学の支援金という形で助成されておりますが、その他の就学に係る学用品費などの費用がどれぐらいかかるのかを算定をしています。

その算定された枠内で、どの程度の給付が適当なのかということは、県の給付額に市も併給して給付しますので、その合計額が算定額を超えない形にするということを考えております。算定額を超えない範囲で、おおよそ必要な金額を補うことができるように考えているということになります。

小石委員) つまり、それなりの根拠を持って、この金額を算出されているということですね。

教育長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

〈第1号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

教育長) 次に、第2号議案「平成29年度芦屋市要支援児童等教育支援委員会委員の委嘱又は任命について」を議題とします。提案説明を求めます。

学校教育部主幹) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教育長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

この委員会の名称は、昨年変更になりましたね。

学校教育部主幹) はい。昨年度までは、芦屋市心身障害児適正就学指導委員

会との名称で行っていましたが、規則を変更したことにより、芦屋市要支援児童等教育支援委員会と変更になりました。

教 育 長) 委員会の内容は以前と一緒ですか。

学校教育部主幹) 1つ変更された点があります。教育的支援に関することですが、就学に関すること以外にも、この委員会で扱うことになりました。教育的支援を要する普通学級籍の児童等につきましても、専門委員を中心に話し合い、調査をしていく中で、各学校や保護者に対しての指導・支援を行っていきます。

浅 井 委 員) 打出教育文化センター長は以前、委員をされておられませんでしたか。

学校教育部主幹) 昨年度は入っておりませんでした。

浅 井 委 員) わかりました。

教 育 長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

〈第2号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

教 育 長) ここでお諮りいたします。

第3号議案「平成29年度芦屋市義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員の委嘱又は任命について」ですが、その提案内容に教科用図書の採択に係る事務を行う個人名が記載されており、公開で審議することにより公正公平な選定作業が損なわれる恐れがあり、意思形成過程の情報と位置付くものですので、

非公開で行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認め、そのように決定いたします。

あわせて、審議の順番ですが、傍聴者は退席することになりますので、本定例会の後半に審議を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認め、そのように決定いたします。

また、次の第4号議案「平成30年度使用芦屋市義務教育諸学校教科用図書採択に関する基本方針（案）について」ですが、先の第3号議案の内容を踏まえたものとなっておりますので、第3号議案の審議後に審議したいと思いますが、御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認め、日程第2の専決報告第9号までが終了した後、第3号議案を非公開で行い、最後に第4号議案を公開で行うことと決定いたします。

次に、第5号議案「平成29年度芦屋市教育研究部会研究員の委嘱について」を議題とします。提案説明を求めます。

打出教育文化センター長)

〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長)

説明が終わりました。質疑はございませんか。

これからの新しい教育課程を、この研究部会以外に、芦屋市として検討していく部会はありますか。

打出教育文化センター長)

今年はこの7部会で検討していきます。7部会の他に挙げた案としましては、まず道徳の研究部会ですが、この道徳に

については、教科化に伴い、研修を行い、理解を深めていく必要がありますので、昨年からの点に関しては進めておりましたので、今年度は研究部会としては立ち上げませんでした。

次に、2020年度からプログラミング教育が必修化されますが、これは教育現場には余り浸透していないものですので、今後は強化していくべきかと思います。それについては、研究部会の中の情報教育部会において、ICTの活用研究を行う中で、具体的に事例を挙げ、研究を進めることができるかと思っています。

小石委員) 私がすごく楽しそうだと思うのは、健やかな心と体を育む体育・運動遊び部会と芦屋おもしろ自然観察・遊び部会です。昨年いただいたハンドブックに記載されていたもので、すごくおもしろいなと思っていました。これは実際の授業には、どのような形で反映されているのですか。

打出教育文化センター長) 平成27年度は、登校園の自然というテーマにおいて、芦屋川のマップを作成しております。昨年度は、個人研究はできているのですが、総合的な成果物という形には至っておりませんので、引き続き今年度も続けていくことになりました。今年は、宮川か会下山などの山を中心とした自然観察を行っていきます。教材として使える写真はたくさんありますので、今後、授業で活用できるような研究を進めてもらうことを視野に入れております。

松本委員) このような研究部会は、次の年にどのようなことをするかを、どこで協議し、決定しているのですか。

打出教育文化センター長) 毎年2月に、各研究部会の成果を報告書として取りまとめ

て、報告会を行っています。全研究員が打出教育文化センターに集まり、それぞれの研究部会の代表が報告をします。その報告を受け、次年度以降も継続していくかどうかを打出教育文化センターの所員と研究担当部長とで話し合いを行います。その後、学校教育部において検討して、新しい部会を立ち上げるかなども含めて、次年度の部会を決定していきます。

小石委員) このような形で研究されたものが、できるだけ現場の教育に活かされることを期待しています。

浅井委員) 健やかな心と体を育む体育・運動遊び部会では、昨年度は中学校からメンバーとして入られる先生がいらっしゃらなかったのですが、残念だと感じておりましたが、今年度は山手中学校の先生が1名入られるということで、とても喜ばしいことだと思います。やはり、発達段階に応じての研究や意見交換が必要になってくると思います。

食育部会は今回新規の部会ですか。

打出教育文化センター長) 昨年度からございました。

浅井委員) わかりました。この部会は、学校給食を中心に研究しているのですか。

打出教育文化センター長) 各小学校の担任教員が入り、食育に関する授業を行うことを目的に、研究を行っております。

浅井委員) わかりました。この辺も力を入れているということですね。小学校の英語の教科化も差し迫ってきているので、小学校と中学校の先生が、相互に交流し、高め合っていたいただきたいと思います。

2月の報告会には、研究部員の先生方のみが集まり、発表す

るのでしょうか。

打出教育文化センター長) 報告会には、全ての研究部員と学校教育部長、それぞれの研究部会を受けもっている担当指導主事が参加しております。

浅井委員) 今後、可能であるなら、もっと多くの方にお集まりいただいた中で、研究の成果を発表する場を設けることができればいいと思います。

打出教育文化センター長) 検討させていただきます。

浅井委員) お願いします。

木村委員) 特別支援教育部会は、以前からありましたか。

打出教育文化センター長) 名称が同じ部会が平成22年度より、6年間実施してまいりました。特別支援部会は、ユニバーサルデザイン授業づくり部会と関連があるので、こちらで併せて検討を行うため、昨年度より廃止してまいりました。今年度改めて特別支援部会を立ち上げるに当たり、従来は手づくり教具を作っておりましたが、違う点に焦点をあて、芦屋市は交流学級が多く、1人1人に応じた支援を行うため、担当の先生がタブレットを使用し、さまざまなアプリを活用している実態があり、それぞれの学校独自で行っているため、交流をはかることにより、よりよい支援ができるよう、研究を進めてまいります。

木村委員) 昨年度の報告書に、特別支援教育部会が入っていなかったので、疑問に思っていました。

教育長) 英語部会の先生方には中学校のスピーチコンテストを見ていただき中学生の英語力等を実感していただけるといいと思うので、声かけをお願いします。特に英語部会には、たくさんの小学校の先生に入っているため、子どもたちの成長

を見ることができると思います。

打出教育文化センター長) わかりました。昨年度は教育長より、英語研究部会に中学校の先生がいないとのご指摘を受け、山手中学校の英語の先生に入っていただきましたので、出前授業を行いました。今年度は、例えば、小学校の先生が中学校の英語スピーチコンテスト等に参加することで、理解が深まると思いますので、検討してまいります。

教 育 長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

〈第5号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

教 育 長) 次に、第6号議案「芦屋市青少年育成愛護委員規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。提案説明を求めます。

青少年課愛護センター長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

〈第6号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

教 育 長) 次 に、第 7 号 議 案 「平 成 2 9 年 度 芦 屋 市 青 少 年 育 成 愛 護 委 員 の 委 嘱 に つ い て」 を 議 題 と し ま す。提 案 説 明 を 求 め ま す。

青 少 年 課 愛 護 セ ン タ ー 長) < 議 案 資 料 に 基 づ き 概 略 説 明 >

教 育 長) 説 明 が 終 わ り ま し た。質 疑 は ご ざ い ま せ ん か。

愛 護 委 員 は、ど の よ う な 活 動 を さ れ て い る の で す か。

青 少 年 課 愛 護 セ ン タ ー 長) 主 な 仕 事 と し ま し て は、ま ず、班 集 会 を 行 っ て お り ま す。班 ごと に 月 1 回、パ ト ロ ー ル 活 動 に 関 す る 報 告 会 を し て お り ま す。そ の 報 告 会 の 中 で、小 ・ 中 学 校 の 現 状 と 各 愛 護 委 員 が パ ト ロ ー ル を 行 っ た 場 所 や、そ の 状 況 等 を も と に、毎 回 班 通 信 を 作 成 し て お り ま す。

そ の 他 に は、班 に よ っ て 回 数 差 は で て き ま す が、市 内 の 様 々 な 地 域 の パ ト ロ ー ル を、3 ～ 8 回 程 度 行 っ て お り ま す。パ ト ロ ー ル の 際 は、今 回 目 立 つ 色 に 変 え た、ピ ン ク の 腕 章 と チ ョ ッ キ を 着 て お り ま す。夏 場 は 腕 章 の み を 装 着 し よ う か と 考 え て い ま す。

そ の 他 に、社 会 を 明 る く す る 運 動 等 に も 参 加 し て お り ま す。

松 本 委 員) P T A な ど の ボ ラ ン テ ィ ア は、な り 手 が 少 な く な っ て い る 状 況 が あ る 中 で、愛 護 委 員 が 増 え て い る の は、す ご く や り が い を 感 じ て お ら れ る の だ と 思 い ま す。そ の や り が い は、ど の よ う な と ころ で 感 じ て お ら れ る と 思 わ れ ま す か。P T A や ボ ラ ン テ ィ ア 団 体 に 活 か す こ と が で き た ら と 思 い ま す。

青 少 年 課 愛 護 セ ン タ ー 長) 委 員 の 皆 さ ん が よ く お っ し ゃ っ て い る こ と は、学 校 で 挨拶 運 動 を し た と き に、小 ・ 中 学 校 の 児 童 生 徒 が よ く 挨拶 を 返 し て く れ る と い う こ と で す。特 に 中 学 校 の 生 徒 が 非 常 に い い 挨拶 を し て く れ る そ う で す。小 学 校 の 児 童 も 挨拶 は し ま す が、な か な

か返してくれないとのことでした。しかし、挨拶運動を何度も行うことで、地域の馴染みのおばちゃん、おじちゃんのようになり、徐々に挨拶をしてくれるようになるところに、やりがいを感じるとおっしゃっておられました。

今回は、男性の方が班長になってくださり、男性の委員が3名増えるなど、これからが非常に楽しみであり、男性の方にも頑張ってもらいたいと思っております。

浅井委員) いつも潮見班や浜風班などの浜の地域の方が、委員をされることが大変多いと感じますが、この地域にはどのような特徴や魅力があるのでしょうか。

青少年課愛護センター長) 今回、以前より委員をされていた方が53名やめられ、新たに委員として57名が入られました。辞められて理由としては、班集会等の集まりなどが、負担になっていたなどがあげられます。新しく入ってこられた方も多いですが、この1年間愛護委員をされていて、今回も継続してやられる方も非常に多くいらっしゃいます。継続される方も多いという面でも、何か魅力があるのだと思います。

潮見班の人数は非常に多いですが、ベテランの方が少なく、若い方が非常に多い状況であり、班集会でもにぎやかで、非常にパワーがあります。

それぞれの班に特徴があり、岩園班や浜風班は、ベテランの方と若手の方が非常にまとまって活動されています。朝日ヶ丘班の人数は少ないですが、非常に熱心な方ばかりです。班の人数の多い少ないは関係なく、皆さんが市のために、がんばっていただいております。市長、教育長が日頃からおっしゃって

ださっている、皆さんが芦屋市の宝だということを私自身も委員の方々に伝えております。

監視カメラを何台設置しても、人間の見守りが一番大事だということを伝えておりますので、真摯に頑張っただけなのではないかと思っております。

浅井委員) 委員の皆さんには本当に感謝しています。ありがとうございます。

教育長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

〈第7号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

教育長) 続いて日程第2、専決報告第5号「芦屋市社会教育委員の委嘱又は任命について」を議題とします。提案説明を求めます。

生涯学習課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教育長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

今回なぜ、委員が大幅に変わったのでしょうか。

生涯学習課長) 社会教育に関する委員の方には、後任の方を推薦していただき、コミュニティ・スクールの方は副会長が変わられたためであり、体育協会からは前回と同じようにスポーツ推進課から推薦していただきました。

P T A協議会からは、新しく委員をされる方をお願いしました。学校教育の区分からは、小学校の校長が順番に委員になら

れていますので、今回は山手小学校長にお願いしました。市民公募の区分では、市民公募をしたところ、3名の方の応募がございました。選定委員の方が点数をつけたところ、一番点数が高かった方に今回、委嘱させていただきました。

また、学識経験者の区分が、前は1名だったのに対し2名になっております。これは前回、委員をされていた海士先生は、大学をやめた後、NPO法人に入られたので、当初学識経験者の区分でしたが、社会教育の区分の委員に変更になったものです。よって、今回は2名の学識経験者の方を推薦いただきました。

全委員が変わると会の運営が難しくなるので、芦屋川カレッジの会長には、引き続き委員をお願いしました。

小石委員) 大幅に委員が変わることで、戸惑いがあるのではないのでしょうか。ちなみに、再任することはできるのですか。

生涯学習課長) こちらの委員会に関しましては、附属機関等という扱いになるので、任期は最長10年となっております。海士先生に関しましては、委員を4年されておりました。10年の任期には達しておられませんが、先生のご意見を尊重し、次の方をお願いすることになりました。

教育長) 社会教育部に関するいろいろな委員がおられますが、社会教育委員で他の附属機関等の委員を兼任されているのはかまわないのでしょうか。

社会教育部長) 附属機関の委員としては、兼任が3つまで可能となっております。

小石委員) 以前もおっしゃったと思うのですが、この附属機関ではど

のような内容を取り扱われるのでしょうか。

生涯学習課長) 今回委員をお願いした今西先生につきましては、社会教育の第一人者であり、非常に有名な方です。

昨年度特に多かったことは、社会教育登録団体の申請があった場合、社会教育団体としてふさわしいかという御意見をいただいたことですが。今年度より、社会教育団体が提案した企画に対し、社会教育として適当であれば上限5万円で補助金を交付する公募型の制度を設立します。その際に、提案された企画が社会教育としてふさわしいのか御意見をいただく場にもなるので、少々委員としての仕事が増えることについて相談いたしましたところ、今西先生は以前も他市で行った経験がおありになることもあって、快く引き受けてくださいました。今後は、従来行っていたことに加え、先生に様々なアドバイス等をいただき、よりよいものにしていきたいです。

木村委員) この前行われた社会教育委員の会議では、社会教育登録団体の承認に関することがほとんどで、他の議論すべきことが出来ていないとの意見も聞かれました。教育委員会としましては、もう少しいろいろ幅広くやっていただきたいとお伝えをしましたが、その際に出てきた意見が会議の開催が非常に少ないということでした。教育委員の会議は月に2回開催しているのに対し、社会教育委員の会議は年3、4回程度の開催と伺っております。いきなりは難しいと思いますが、会議の回数を少しずつ増やし、幅広い問題を議論できるようにしていくべきだと提案をさせていただいたのですが、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

生涯学習課長) 今後、議論すべき問題があればがあれば会を開催させていただきたいと思っております。先生方と会では取り扱うテーマや会議の回数を相談させていただきたいと思っております。

木村委員) 極端に会議の回数が増えると、委員の方々に御負担をかけることにもなるので、十分に委員の皆さんの合意を得ながら、進めていただきたいと思います。

浅井委員) 社会教育委員の任期は2年ですが、再任も可能ということですので、やむを得ない場合もありますが、もう少し調整をしていただき、委員のうち半数の方が交代するという形になるのが望ましいと思います。

前委員長が社会教育委員としての存在意義を問題提起されておりました。今後はそれをどのような形で引き継がれていくのかなと思います。会議の回数など、考えていただかないといけない部分が多いのではないかと思います。大変だとは思いますが、よろしくをお願いします。

松本委員) 市民公募委員の方は、どのようなことがしたいとの意欲をお持ちなのでしょうか。

生涯学習課長) 公募につきましては、テーマを決め、そのテーマについての社会教育に対する知識や芦屋市における社会教育の考え方、本人の意欲などを見て採点させていただきました。この方は、一般的な知識の部分が高く、普段から関心をお持ちであったということ、また芦屋市についてもしっかりと意見を述べておられましたので、委員からも高い評価を受けられました。

教育長) 大幅にメンバーが変わるので、社会教育委員としての役割や権限等を、事務局からお知らせする中で、いろいろなアイデ

アを出していただき、有意義な会議にさせていただきたいです。

生涯学習課長) わかりました。

教 育 長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は承認されました。

〈専決第5号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

教 育 長) 次に、専決報告第6号「芦屋市放課後子どもプラン運営委員会委員の委嘱又は任命について」を議題とします。提案説明を求めます。

生涯学習課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) 先に一言お詫び申し上げます。本来は委員の任期が4月1日から始まるので、任期前に行われる教育委員会定例会に議案として提出すべきものですが、先ほど課長が申しあげましたように、充て職として委員をお願いしている方もいらっしゃるため、お願いする団体の委員の役職が決定したあとになるため、専決処分になってしまい申し訳ございません。

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は承認されました。

〈専決報告第6号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

教 育 長) 次 に、専決報告第7号「芦屋市スポーツ推進審議会委員の任命について」を議題とします。提案説明を求めます。

スポーツ推進課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

木 村 委 員) 芦屋市小学校体育担当校長は、校長会で決められるのですか。

スポーツ推進課長) そうです。

木 村 委 員) わかりました。

教 育 長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は承認されました。

〈専決報告第7号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

教 育 長) 次 に、専決報告第8号「芦屋市立公民館運営審議会委員の委嘱又は任命について」を議題とします。提案説明を求めます。

公 民 館 長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

浅 井 委 員) 公民館運営委員会というものは、別にあるのですか。

公 民 館 長) 運営委員会はございません。公民館運営審議会において、講座の事業を審議していただいております。この審議会は、広く委員の方々の意見を聞いて、民主的に運営しております。

松本委員) 7名の委員の中で、条例第15条2項に規定されている委員の構成の家庭教育という枠は、今回のメンバーでは、どの方になるのでしょうか。

公民館長) 家庭教育という枠は、どなたにお願いするかということが、難しくなります。家庭教育から連想できることは、主としてPTAの方々ということになりますが、それで任命すると委員がPTAの方ばかりになってしまうので、負担が大きくなってしまおうと思います。

今回の委員では、日本AFS協会や健康運動士の方がいらっしゃるのですが、その方々が家庭教育に少し関係があるのではないかと思います。

松本委員) 日本AFS協会はどういう協会なんですか。

公民館長) 日本の高校生を海外に派遣したり、海外の高校生の受け入れをされている協会です。

浅井委員) 委員である芦屋川カレッジ学友会の会長の任期は、何年ですか。

公民館長) 会長の任期は、芦屋川カレッジ学友会で決めておられるので、わかりません。

浅井委員) 充て職という形をお願いしているのですか。

公民館長) 充て職ではございませんが、従来から会長に委員をお願いしています。

野村委員につきましては、市の指針で定めている年齢の基準には該当しておりませんが、今回は事情があり70歳を超えられていても、審議会の委員をしていただいております。

松本委員) その事情というのが気になります。

教 育 長) 年齢制限を超えてまでお願いする理由は何でしょうか。

浅 井 委 員) 西本委員は年齢的なことがあり、外れられたのですよね。

公 民 館 長) 上限は70歳ですが、今回は70歳を下回る方で、委員として適当な方がいらっしやらなかったからです。

木 村 委 員) その基準は柔軟な運用が可能なのですか。

公 民 館 長) 70歳を超える方を委員に選任する場合は、やむを得ない事由に限られるなど、比較的厳しいものになっております。

木 村 委 員) つまり、特別な場合には認めることができるという規程ということですね。

公 民 館 長) そうです。

教 育 長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は承認されました。

〈専決報告第8号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

教 育 長) 次に、専決報告第9号「芦屋市立図書館協議会委員の委嘱又は任命について」を議題とします。提案説明を求めます。

図 書 館 長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

市民公募委員は、何名の応募がありましたか。

図 書 館 長) 3名いらっしやいました。2月に選考委員会を開き、応募者に書いていただいた作文を名前は伏せた状態で、委員に選考していただき、その結果再選されたということでございます。

教 育 長) 前回の選任に続いて、今回の選考でもやはりこの方がよかったですということですか。

図 書 館 長) そうです。

教 育 長) 図書館友の会の方は、この協議会には入れられないのですか。

図 書 館 長) 入らないということではございませんが、現在、活動されている団体の中からお推薦いただく中で、ボランティアグループから入っていただいている状態です。

教 育 長) 今後は、図書館の改築等を行いますので、この協議会の委員の皆さんの意見も反映させ、市民にとってよりよい図書館にしていってほしいなと思います。

他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は承認されました。

〈専決報告第9号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

〈異議なしの声〉

教 育 長) ただいまから非公開で審議いたしますので、傍聴者は退室願います。

〈非公開審議〉

教 育 長) 第3号議案「平成29年度芦屋市義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員の委嘱又は任命について」を議題とします。提案説明を求めます。

学校教育課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

浅 井 委 員) 芦屋市 P T A 協議会からの 2 名の内訳は、小学校と中学校からの保護者の代表ですか。

学校教育課長) そうです。

木 村 委 員) この方々は P T A 協議会からの推薦ですか。

学校教育課長) P T A 協議会に推薦を依頼いたしまして、委員をお願いしております。

木 村 委 員) 教科用図書の選定となると、教科書会社からアプローチがあるなど、後々いろいろなことが問題となっております。職員や学識経験者は、ある程度そのような問題もわかっておられると思いますが、P T A の方々は、余り意識されておられないので、十分な説明が必要になると思います。

学校教育課長) そのことにつきましては、例年第 1 回の選定委員会の際に丁寧に説明をしております。特に守秘義務等につきましては、厳しい制限があることをお伝えしております。

木 村 委 員) わかりました。

教 育 長) P T A の方に委員をお願いした際に、その委員の方の名前等が P T A の中でも広まってしまうことはよくないですね。どなたが委員をされているのかを他の方に知られるとまずいです。P T A の中で、どこまでの方が知っているのでしょうか。

松 本 委 員) 私も数年前に同様のことをお願いしたのですが、委員を出してもらうときに、これから一連のことについて口外してはいけないということをご存じない方が実際、過去にいらっしゃいました。

事務局メンバーも変わっていくので、その辺りについては引

き継ぎをしっかりとしていただきたいとお願いしましたが、やはり漏れてしまうこともあると思うので、毎年最初に忘れずにお伝えいただかないといけないと思います。

木村委員) 文書で依頼をする際に、その文書に委員をするにあたり、非常に配慮を要するものであると書くべきだと思います。昨年伝えたからわかるだろうということではなく、しっかりとお願いをするという意味で記載しておくのが1つの方法かなと思います。

学校教育課長) 今年度から早急に対応させていただきます。

教育長) そうしてください。それほど私たちは真剣に教科書選定をしているというあらわれにもなると思います。

浅井委員) 今年度は採択替えの年度ではないのですか。

学校教育課長) 後ほど第4号議案においてご説明させていただきますが、今年度大きく違うのは、小学校の道德の教科書の採択があるということです。

学校教育課長) 一般図書、特別支援学級等の一般図書の採択も、例年どおり行います。

教育長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

〈第3号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

教育長) 非公開での審議は終了いたしましたので、これより公開い

たします。

〈非公開審議 終了〉

教 育 長) 第 4 号議案「平成 3 0 年度使用芦屋市義務教育諸学校教科
用図書採択に関する基本方針（案）について」を議題としま
す。提案説明を求めます。

学校教育課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

浅 井 委 員) 2 ページに記載されている 1 (3) 一般図書の採択につい
ては、文部科学省の発行する一般図書一覧の中から選ぶとお聞
きしております。お手数ではありますが、書店などに足を運び、
実際に手にとって最良のものを見つけ出していきたいです。

木 村 委 員) 2 ページに記載されている、1 (2) 中学校用教科用図書
の採択について、「しかし、採択に当たっては「無償措置法」
に定める手続をすすめる」とありますが、「しかし」ではなく、
「ただし」だと思います。ここでは採択を行わないので、「し
かし」以下は削除でいいのではないかと思います。

学校教育課長) 申し訳ございません。削除いたします。

教 育 長) 確認ですが、採択替えはしないが、採択の部分だけはい
ますね。

学校教育課長) そうです。

学校教育課長) 無償措置法で教科書を配るということです。

教 育 長) 無償措置法にのっって配るということですね。

学校教育課長) そうです。

木 村 委 員) では、削除はせず「しかし」を「ただし」に変更してくだ
さい。

学校教育課長) わかりました。

木村委員) 一般図書の採択は毎年度やっておりますが、これは県が決めたものを、ほぼ同様に行っているのが実情だったと思いますが、この本は良いなどの情報を現場の先生方に届けるような工夫をしたほうがいいかと思います。上から来たものをそのまま下にといい感じだと、芦屋市としては何をやっているのかがわからないので、そのあたりは配慮をお願いします。

小石委員) 実際、特別支援を担当している先生が、その子どもに合った教科書を決めることができるのですか。

学校教育課長) 一般図書に関しましては、その中から子どもに合った教科書を選ぶことができます。

教育長) 道徳の見本ですが、専門委員の方や教育委員の皆さんにご覧いただくことはできるのですか。

学校教育課長) 道徳の教科書につきましては、今回が初めてですので、教科書センターから送られてきたものをいつでも閲覧できるよう、協議会室に配架しております。

松本委員) もう届いているのですか。

学校教育課長) はい。現在は2セット配架しておりますので、家に持ち帰られてご覧いただくことも可能です。

浅井委員) 選定委員の方々の今後のスケジュールを教えてください。

学校教育課長) 5月中に第1回選定委員会を開きます。その後、専門委員の専門委員会を開きまして、実際に教科書の資料、調査をいたしまして、その調査をもとに、専門委員の先生方につきましてはそれぞれ読み込んでいただく、見ていただくことと資料をつくっていただくことで、複数回、それぞれで会を開いていただ

き資料をつくった上で、第2回選定委員会を7月中に開催、それを受けまして8月の教育委員会で採択をする流れになっています。

浅井委員) 承知しました。ありがとうございます。

教育長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

〈第4号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

教育長) 閉会宣言